

令和4年3月1日

「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価」 の運用に係る特例措置について

国は、労働市場の実勢価格を適切に反映するとともに、社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映させた、「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）を決定・公表し、「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「旧労務単価」という。）と比べて、国においては約2.5%、東京都においては約1.9%の上昇となりました。

さらに、国では、令和4年3月1日以降に契約を行う工事のうち、旧労務単価を用いて予定価格を積算した工事について、受注者が、新労務単価に基づく契約に変更するための協議を発注者に請求できるよう特例措置を定め、各自治体においてもこれを参考に適切な運用に努めるよう要請しています。

杉並区においては、この要請を踏まえ、新労務単価に係る特例措置を下記のとおり定めたので、お知らせいたします。

受注者の皆様におかれましては、この趣旨を御理解いただき、契約金額が変更された場合は、下請企業との間で締結している請負契約の金額の見直し等を行い、新労務単価の上昇を踏まえた技能労働者への賃金水準の引上げ及び法定福利費相当額（事業者負担分及び労働者負担分）を適切に含んだ額での下請契約とされるよう、より一層の徹底をお願いします。

記

1 対象工事

令和4年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

ただし、変更協議が整う前に支払い手続が済んでいる場合は対象外とする。

2 特例措置の内容

受注者は、工事契約条項第54条等の規定により、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための、「契約金額の変更の協議」を請求することができる。

(注) 標準契約書でない場合は、工事契約条項第54条と同様の条文を適用すること。

3 契約金額の変更

変更後の請負金額 = P (新) $\times k$

P (新) : 新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k : 当初契約の落札率

4 請求期限

本通知に基づく契約金額の変更の受注者からの協議の請求期限は、工期末が令和3年度内の工事の場合は工期末の15日前(土・日曜日を除く)までとし、それ以外の工事の場合は契約日から2カ月以内とする。

なお、変更の協議を請求する場合は、書面により手続きをすること。

【問合せ先】

総務部経理課契約担当

電話 03-5307-0612